

- (10) 本工事は、入札書と技術資料（競争参加資格確認資料）及び技術提案書等の同時提出を行う工事である。
- (11) 本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- (12) 本工事は、完全週休2日を確保した施工を実施する試行の対象工事である。完全週休2日を確保出来た場合に工事成績評定点において評価する。
- また、本工事の完成時に、完全週休2日取組認定証が発行された場合、今後、中部地方整備局で発注される総合評価の評価項目において加点対象とする工事である。なお、完全週休2日取組認定証は、対象期間中の全週間数に対して、休日対象日を現場閉所とした週間数の割合が70%を超えた場合に発行する。
- また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに、受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別紙様式第1における考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。
- (13) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
- (14) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- なお、紙入札方式の参加承諾に関しては、中部地方整備局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を郵送（書留郵便に限る。）もしくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。詳細は入札説明書による。
- (15) 総価契約単価合意方式の適用
- ① 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

- ② 本方式の実施方式としては、
- イ 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
- ロ 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
- ③ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
- ④ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
- (16) 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) を導入することにより、ICTの全面的活用を推進し、CIMモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするBIM/CIM活用工事（受注者希望型）である。
- (17) 本工事は、見積参考資料の一部として「施工条件明示チェックリスト」[概略工事工程表]を開示する試行工事である。
- 2 競争参加資格
- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事の令和元・2年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和元・2年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成17年度以降に元請けとして、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- 経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成17年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。
- 【企業】
- 同種工事：次の(ア)から(ウ)に掲げる要件をすべて満たす鋼橋の製作・架設をした工事を施工した実績を有すること。ただし、(ア)から(ウ)の工事は同一橋梁であること。
- (ア) 道路橋（B活荷重以上またはTL-25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムを除く）の工事。
- (イ) 下記の1）から3）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。
- | | | |
|-----------------------|----|-----------|
| 1) 桁形式 | 適否 | 適否 |
| 単純桁 | △ | 連続桁 ○ |
| 注) △：鋼床版単純箱桁は認めるものとする | | |
| 2) 断面形式 | 適否 | 適否 |
| 鈹桁 | × | 箱桁 ○ |
| 鈹桁(鋼床版) | ○ | 箱桁(鋼床版) ○ |
| 3) 構造形式 | 適否 | 適否 |
| 桁橋 | ○ | ラーメン橋 ○ |
| (ウ) 最大支間長が60m以上の工事。 | | |
- (ウ) 最大支間長が60m以上の工事。

- 【技術者】
- 同種工事：次の(エ)から(オ)に掲げる要件をすべて満たす鋼橋の架設をした工事を施工した実績を有すること。ただし、(エ)から(オ)の工事は同一橋梁であること。
- (エ) 道路橋（B活荷重以上またはTL-25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムを除く）の工事。
- (オ) 下記の1）から3）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。
- | | | |
|-----------------------|----|-----------|
| 1) 桁形式 | 適否 | 適否 |
| 単純桁 | △ | 連続桁 ○ |
| 注) △：鋼床版単純箱桁は認めるものとする | | |
| 2) 断面形式 | 適否 | 適否 |
| 鈹桁 | × | 箱桁 ○ |
| 鈹桁(鋼床版) | ○ | 箱桁(鋼床版) ○ |
| 3) 構造形式 | 適否 | 適否 |
| 桁橋 | ○ | ラーメン橋 ○ |
- (5) 技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 監理技術者を配置する場合は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 主任技術者を配置する場合は、下記に示す資格を有する者であること。
- ・「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）
 - ・登録基幹技能者講習を修了した者のうち、国土交通大臣が認めるもの。（国土交通省告示第435号（平成30年3月15日）参照）